

○東京藝術大学職員給与規則

	〔平成16年4月1日 制 定〕	
改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成17年12月15日	平成18年3月31日
	平成19年3月28日	平成20年1月29日
	平成20年3月27日	平成20年10月17日
	平成20年12月22日	平成21年3月30日
	平成21年6月25日	平成21年12月1日
	平成22年3月30日	平成22年12月1日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年3月30日	平成24年6月29日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成26年3月27日	平成26年9月18日
	平成26年10月24日	平成26年11月20日
	平成27年3月19日	平成27年5月14日
	平成28年3月3日	平成28年3月24日
	平成28年10月27日	平成29年3月2日
	平成29年3月23日	平成30年3月15日
	平成31年3月20日	令和2年3月26日
	令和2年10月29日	令和3年3月18日
	令和4年6月23日	令和5年3月16日
	令和5年6月22日	令和5年10月26日
	令和6年3月28日	令和6年7月18日
	令和7年3月27日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1)俸給 (2)諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から末日まで	その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
期末手当 勤勉手当 特別顕彰手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日とする。）
受託等業務手当		学長が支給を決定した日の属する月の翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日にあたる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
通勤手当		支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のとき

は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めたとき

勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表（別表第1）

イ 一般職俸給表（一）

ロ 一般職俸給表（二）

(2) 教育職俸給表（別表第2）

イ 教育職俸給表（一）

ロ 教育職俸給表（二）

(3) 医療職俸給表（別表第3）

(4) 指定職俸給表（別表第4）

(短時間勤務制職員の給与)

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員（以下「短時間勤務制職員」という。）の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。）、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額の合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその

者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。

4 職員は、60歳（用務員にあつては、63歳）に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

(1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京藝術大学安全管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 就業規則第54条第1項に定める職務限定職員については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 諸手当

(大学院調整額)

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

勤務箇所	職 員	調整数
大学院研究科	(1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生（博士後期課程の学生に限る。）に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	3
	(2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者 ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者	2
	(3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者	

3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円。
2 級	10,500円。
3 級	11,900円
4 級	12,700円

5 級	15,000円
6 級	16,300円

4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。

(1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合

(2) 外国出張、病気休暇及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた場合

5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。ただし、前項に規定する職員が次の表に掲げる職名に二以上該当する場合は、適用区分に応じた支給額のうち、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。

適用区分	支給額	職 名
I 種	130,000円	美術学部長、音楽学部長
II 種	100,000円	事務局長
III 種	80,000円	副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命
IV 種	60,000円	大学美術館長、演奏芸術センター長、社会連携センター長、国際芸術創造研究科長、藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長、学長特別補佐
	50,000円	企画総務課長、人事労務課長、財務会計課長、社会連携課長、学生課長、施設課長、担当課長、美術学部事務長、音楽学部事務長、映像研究科事務長
V 種	40,000円	未来創造継承センター長、言語・音声トレーニングセンター長、芸術情報センター長、副学部長、大学美術館副館長、附属音楽高等学校副校長、経営改革プロジェクト課長、千住校地事務センター事務長、参事役、附属図書館事務長、大学美術館事務長

3 前項に規定する管理職手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有するものに限る。）には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医

師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

- 3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた人事院規則 9－34（初任給調整手当）別表に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する人事院規則 9－34（初任給調整手当）別表の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これら職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給するこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）に対して支給する。ただし、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	3,000円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。))
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適

第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	用を受ける職員にあっては、3,500円)
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- 3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	取手市	100分の17
東京都	特別区	100分の17
神奈川県	横浜市	100分の17
奈良県	奈良市	100分の9

- 2 地域手当の月額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。
- 4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であつた者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

（通勤手当）

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあっては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- (3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする

勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京藝術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

- （2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて人事院規則9－89（単身赴任手当）で定める額を加算した額）とする。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- （1）学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 生徒に対する緊急の補導業務

- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 教務主任

(2) 生徒指導主事

(3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（主幹教諭手当）

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額は、8,000円とする。

（超過勤務手当）

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した

全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100）を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125）を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

- 2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替（同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。）に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

- 第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（夜勤手当）

- 第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理監督職員」という。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び

同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
指定職俸給表適用職員		18,000円（27,000円）
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円（18,000円）
	II種適用職員	10,000円（15,000円）
	III種適用職員	8,500円（12,750円）
	IV種適用職員	7,000円（10,500円）
	V種適用職員	6,000円（9,000円）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額
指定職俸給表適用職員		9,000円
管理職手当 適用職員	I種適用職員	6,000円
	II種適用職員	5,000円
	III種適用職員	4,300円
	IV種適用職員	3,500円
	V種適用職員	3,000円

4 学長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（期末手当）

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下

「特定管理職員」という。)及び次の表（３）に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、100分の125を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の105を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の66.25を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（４）に定める割合を乗じて得た額とする。表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（一）	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）
医療職俸給表	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
指定職俸給表		100分の20を超えない範囲で学長が定める割合

表（２）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職俸給表（一）	I種	5級以上	100分の25
	II種		100分の15
医療職俸給表	II種	6級以上	100分の15

表（３）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表（一）	Ⅲ種	５級・６級	１００分の１０
指定職俸給表			１００分の２５

表（４）

在職期間	割合
６月	１００分の１００
５月以上６月未満	１００分の８０
３月以上５月未満	１００分の６０
３月未満	１００分の３０

３ 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

（１）基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第１４条第１項第１号又は同条第３号から第９号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第１４条第１項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第４３条第３号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第１４条第１項第６号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第３１条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第１４条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

（２）基準日１月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

４ 職員が次の各号の一に該当する場合は、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第４３条第１項第４号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第２４条第２号及び同条第３号の規定により解雇された職員

（３）基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの

間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

（4）第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
5 月 15 日以上 6 月 未 満	1 0 0 分の 95
5 月 以上 5 月 15 日 未 満	1 0 0 分の 90
4 月 15 日以上 5 月 未 満	1 0 0 分の 80
4 月 以上 4 月 15 日 未 満	1 0 0 分の 70
3 月 15 日以上 4 月 未 満	1 0 0 分の 60
3 月 以上 3 月 15 日 未 満	1 0 0 分の 50
2 月 15 日以上 3 月 未 満	1 0 0 分の 40
2 月 以上 2 月 15 日 未 満	1 0 0 分の 30
1 月 15 日以上 2 月 未 満	1 0 0 分の 20
1 月 以上 1 月 15 日 未 満	1 0 0 分の 15
15 日 以上 1 月 未 満	1 0 0 分の 10
15 日 未 満	1 0 0 分の 5
零	0

3 前条第 3 項の規定は、同項第 1 号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第 14 条第 1 項の規定により休職にされている職員（第 20 条第 1 項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第 4 項、同条第 6 項及び同条第 7 項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特別顕彰手当）

第 3 7 条の 2 特別顕彰手当は、特に顕著な功績をあげ、本学に多大な貢献があった場合に、学長が別に定めるところにより支給することができる。

（受託等業務手当）

第 3 7 条の 3 受託等業務手当は、外部資金事業の目的達成に資する業務を行う職員に対し、事業代表者の承認に基づき、学長が別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の手当の額は、50,000 円以下とし、学長が決定する。

（義務教育等教員特別手当）

第 3 8 条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、その者の受ける号俸に対応する別表第 6 に掲げる額とする。

（教職調整額）

第 3 9 条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2 級又は 1 級である者には、その者の俸給月額の 1 0 0 分の 4 に相当する額を教職調整額として支給する。

第 5 章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第 4 0 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
(俸給表の切替)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第 4 条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

(俸給の決定)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第 2 項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の 3 第 2 項第 1 号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第 1 項に規定する支給割合が100分の 3 の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第 3 項に規定する異動があったものとみなす。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の 7 の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を 3 年間から減じた残期間について、同法第11条の 3 に規定する支給割合による調整手当を支給する。

(大学院調整額の経過措置)

- 7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

- 5 削除

(大学院調整額に関する経過措置)

- 6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大

学院調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 初任給基準異動をした場合
 - ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合
 - ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合
 - ホ 再任用職員異動をした場合
- (4) 施行日以後に、東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平成20年4月1日から施行する。

（俸給表等の改正に伴う特例措置）

2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則（第26条

の2を除く。)が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。)附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。) 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

一般職俸給表（二）	1 級	1 号俸から68号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1 級	1 号俸から48号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
	3 級	1 号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から52号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
医療職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から40号俸まで
	3 級	1 号俸から16号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

（２）指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

（１）平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

（２）平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

（３）平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

（４）平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第20条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特

定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額

にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年4月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
 - （1）平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.1
 - （2）指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
 - （3）前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。
 - （1）平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員
 - （2）平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - （3）平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者
 - （4）平成18年4月1日以降に平成17年改正規則附則第2項から第4項まで、平成21年改正規則附則第2項及び第4項、平成22年改正規則附則第7項及び第9項並びに前項及び次項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者
- 4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項、平成21年改正規則附則第4項の規定並びに平成22年改正規則附則第9項にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この項から第7項までにおいて「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第13項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとし

た場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

6 平成25年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

7 平成26年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（給与の特例）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、東京芸術大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号。以下「平成24年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成24年改正規則附則第2項及び第4項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77

	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級以上	100 分の 9.77
教育職俸給表(二)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
医療職俸給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77
指定職俸給表	全ての号俸	100 分の 9.77

- 3 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (4) 職員給与規則第 20 条第 1 項から第 7 項まで又は第 36 条第 5 項前段の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 職員給与規則第 20 条第 1 項 前項及び前各号に定める額
- ロ 職員給与規則第 20 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 1 号及び第 2 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ハ 職員給与規則第 20 条第 4 項 前項及び第 1 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規則第 20 条第 5 項、第 6 項又は第 7 項 第 2 項並びに第 1 号及び第 2 号に定める額に、同条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規則第 36 条第 5 項前段 第 2 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（職員給与規則第 20 条第 5 項、第 6 項又は第 7 項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、職員給与規則第 20 条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規則第 11 条の 2、第 21 条第 1 項及び第 33 条から第 34 条の 2 まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第 18 条第 2 項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第 8 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規則第 7 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の 12 箇月分をその年度における勤務時間等規則第 21 条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 44 号。以下「平成 22 年改正規則」という。）附則第 2 項の規定の適用を

受ける職員に対する第2項、第3項第1号から第4号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ハ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号ホ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

- 7 前6項に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手

当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、別に定める職員は除くものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（55歳以上減額支給措置の終了）
- 5 平成22年改正規則附則第2項の適用は、平成30年3月31日までの間とする。
- 6 平成22年改正規則附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 第2項から第5項までに定めるもののほか、この規則の改正に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規程が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2

項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）
附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第7号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

- 3 平成22年改正規則附則第2項に適用を受ける職員に対する、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、改正後の給与規則の規定（平成27年改正規則附則第2項から第4項の規定を含む。以下同じ。）より支給されるべき額が改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の総額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	

第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書は適用しない。

附 則

- この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- この規則は、平成31年3月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
ただし、第2条の改正規定及び第37条の3の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」と、第37条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の120」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用す

る。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第37条第2項の規定の適用については第37条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規則は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)
- 2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 一般職俸給表（一）
 - (2) 一般職俸給表（二）
 - (3) 教育職俸給表（二）
 - (4) 医療職俸給表
- 3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 就業規則第12条の2に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた職員であつて、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の

属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。

- 6 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第6項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			

39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000				
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300				
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600				
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000				
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300				
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600				
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900				
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700					
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000					
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300					
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500					
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800					
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100					
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400					
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600					
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900					
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200					
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500					
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700					
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000					
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300					
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500					
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700					
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000					
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300					
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500					
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700					
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000					
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300					
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500					
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700					
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000					
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300					
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500					
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700					
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500						
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800						
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000						
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200						
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500						
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800						
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000						

81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200					
86	256, 000	297, 100	346, 000							
87	256, 300	297, 400	346, 400							
88	256, 600	297, 700	346, 800							
89	256, 900	298, 000	347, 000							
90	257, 200	298, 300	347, 400							
91	257, 500	298, 600	347, 800							
92	257, 800	299, 000	348, 200							
93	258, 100	299, 200	348, 400							
94		299, 400	348, 800							
95		299, 700	349, 200							
96		300, 100	349, 500							
97		300, 300	349, 800							
98		300, 600	350, 200							
99		301, 000	350, 600							
100		301, 400	351, 000							
101		301, 600	351, 500							
102		301, 900	351, 900							
103		302, 200	352, 300							
104		302, 500	352, 700							
105		302, 700	353, 200							
106		303, 000	353, 600							
107		303, 300	353, 900							
108		303, 600	354, 200							
109		303, 800	354, 700							
110		304, 200								
111		304, 600								
112		304, 900								
113		305, 100								
114		305, 300								
115		305, 600								
116		306, 000								
117		306, 200								
118		306, 400								
119		306, 700								
120		307, 000								
121		307, 400								
122		307, 600								
123		307, 900								

124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700

41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	

83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		

125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			
131		276, 600			
132		276, 900			
133		277, 100			
134		277, 300			
135		277, 600			
136		277, 900			
137		278, 100			

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	

39	282, 700	337, 000	394, 100	435, 200
40	283, 800	338, 100	395, 200	436, 000
41	284, 600	338, 700	396, 300	436, 800
42	285, 700	339, 100	397, 500	437, 700
43	286, 800	339, 500	398, 700	438, 600
44	287, 700	339, 900	399, 800	439, 400
45	288, 300	340, 500	400, 800	440, 100
46	289, 300	341, 000	401, 800	441, 000
47	290, 200	341, 500	402, 800	442, 000
48	291, 100	341, 900	403, 700	442, 900
49	292, 100	342, 300	404, 900	443, 800
50	292, 600	342, 700	406, 300	444, 700
51	293, 100	343, 100	407, 700	445, 700
52	293, 700	343, 500	409, 100	446, 600
53	294, 200	343, 900	409, 900	447, 600
54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600
55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500
56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500
57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400
58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300
59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200
60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200
61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000
62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400
63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000
64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600
65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300
66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000
67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300
68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900
69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300
70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700
71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100
72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400
73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700
74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 000
75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500
76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800
77	304, 000	353, 600	424, 300	462, 100
78	304, 400	354, 100	424, 600	462, 400
79	304, 800	354, 600	425, 000	462, 700
80	305, 200	355, 100	425, 300	463, 000

81	305,500	355,600	425,600	463,300
82	305,900	356,300	426,000	463,800
83	306,300	357,000	426,300	464,100
84	306,600	357,700	426,600	464,400
85	306,900	358,300	426,900	464,700
86	307,300	358,900	427,200	
87	307,700	359,500	427,500	
88	308,100	360,100	427,800	
89	308,600	360,600	428,100	
90	309,000	361,000	428,400	
91	309,400	361,400	428,700	
92	309,800	361,800	429,000	
93	310,200	362,200	429,300	
94	310,700	362,600	429,600	
95	311,200	363,100	429,900	
96	311,600	363,500	430,200	
97	311,800	364,100	430,500	
98	312,200	364,600	430,800	
99	312,600	365,000	431,100	
100	313,000	365,500	431,400	
101	313,200	365,900	431,700	
102	313,600	366,400	432,000	
103	313,900	366,700	432,300	
104	314,400	367,100	432,600	
105	314,800	367,600	432,800	
106	315,100	368,000		
107	315,400	368,500		
108	315,700	369,000		
109	315,900	369,400		
110	316,200	369,900		
111	316,600	370,300		
112	317,000	370,700		
113	317,300	371,100		
114	317,700	371,500		
115	318,000	371,900		
116	318,300	372,300		
117	318,600	372,700		
118	319,000	373,100		
119	319,400	373,500		
120	319,800	373,900		
121	320,000	374,200		
122	320,200	374,600		
123	320,400	375,100		

124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手の業務に従事する職員に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	199,900	246,300	377,100	451,900
2	202,200	247,800	378,600	453,800
3	204,500	249,200	380,000	455,700
4	206,700	250,600	381,400	457,600
5	208,900	252,000	382,500	459,200
6	211,200	253,300	384,000	460,900
7	213,400	254,600	385,500	462,800
8	215,600	255,900	386,900	464,500
9	217,800	257,100	388,300	466,200
10	220,000	258,300	389,800	467,800
11	222,200	259,600	391,300	469,300
12	224,400	260,900	392,800	470,800
13	226,600	262,200	394,200	472,200
14	228,800	264,100	395,700	473,500
15	231,000	265,900	397,200	474,800
16	233,200	267,700	398,700	476,100
17	235,100	269,300	400,300	477,200
18	236,900	271,600	401,800	477,900
19	238,600	273,900	403,300	478,600
20	240,300	276,200	404,700	479,300
21	241,900	278,200	406,100	479,900
22	243,200	280,400	407,500	
23	244,500	282,600	408,900	
24	245,800	284,700	410,100	
25	247,000	286,700	411,400	
26	248,200	288,600	412,800	
27	249,400	290,500	414,200	
28	250,600	292,300	415,600	
29	251,800	294,000	416,800	
30	253,000	295,900	418,300	
31	254,200	297,700	419,800	
32	255,400	299,400	421,300	
33	256,500	301,000	422,700	
34	257,800	302,900	424,400	
35	259,100	304,700	426,100	
36	260,400	306,400	427,700	
37	261,800	307,900	429,100	
38	263,200	309,600	430,700	
39	264,500	311,400	432,300	
40	265,800	313,100	433,900	

41	267, 000	314, 500	435, 500	
42	268, 000	316, 400	437, 000	
43	269, 000	318, 200	438, 200	
44	269, 900	319, 900	439, 400	
45	270, 600	321, 600	440, 500	
46	271, 400	323, 500	441, 900	
47	272, 200	325, 200	443, 300	
48	273, 000	326, 900	444, 600	
49	273, 900	328, 700	445, 500	
50	274, 700	330, 500	446, 800	
51	275, 400	332, 300	448, 000	
52	276, 200	334, 000	449, 200	
53	277, 000	335, 600	450, 200	
54	277, 800	336, 900	451, 400	
55	278, 600	338, 200	452, 600	
56	279, 400	339, 500	453, 800	
57	280, 000	340, 900	455, 000	
58	280, 600	342, 500	455, 500	
59	281, 400	344, 000	455, 900	
60	282, 300	345, 600	456, 300	
61	283, 200	347, 000	457, 000	
62	283, 800	348, 600		
63	284, 600	350, 200		
64	285, 300	351, 700		
65	286, 300	353, 200		
66	287, 100	354, 800		
67	287, 900	356, 400		
68	288, 600	357, 900		
69	289, 300	359, 400		
70	290, 000	361, 000		
71	290, 700	362, 600		
72	291, 300	364, 100		
73	292, 200	365, 700		
74	292, 900	367, 300		
75	293, 600	368, 900		
76	294, 200	370, 400		
77	294, 800	371, 900		
78	295, 600	373, 300		
79	296, 400	374, 700		
80	297, 100	376, 000		
81	297, 500	377, 200		
82	298, 300	378, 700		

83	299, 100	380, 200		
84	299, 900	381, 600		
85	300, 300	382, 700		
86	301, 200	384, 100		
87	301, 900	385, 400		
88	302, 600	386, 700		
89	303, 200	387, 800		
90	304, 100	389, 100		
91	304, 900	390, 200		
92	305, 700	391, 400		
93	306, 300	392, 300		
94	307, 000	393, 600		
95	307, 700	394, 900		
96	308, 400	396, 200		
97	309, 300	397, 500		
98	310, 100	398, 500		
99	310, 900	399, 500		
100	311, 600	400, 500		
101	312, 400	401, 200		
102	313, 300	402, 200		
103	314, 200	403, 300		
104	315, 000	404, 400		
105	315, 600	405, 400		
106	316, 300	406, 200		
107	317, 100	407, 000		
108	317, 800	407, 800		
109	318, 600	408, 600		
110	318, 800	409, 400		
111	319, 300	410, 200		
112	319, 900	411, 000		
113	320, 400	411, 900		
114	320, 900	412, 600		
115	321, 500	413, 300		
116	322, 000	414, 000		
117	322, 300	414, 400		
118	322, 800	415, 000		
119	323, 200	415, 500		
120	323, 700	415, 900		
121	324, 000	416, 100		
122	324, 600	416, 400		
123	325, 200	416, 700		
124	325, 800	416, 900		

125	326, 200	417, 100		
126	326, 500	417, 400		
127	326, 800	417, 700		
128	327, 000	417, 900		
129	327, 200	418, 100		
130	327, 500	418, 400		
131	327, 800	418, 700		
132	328, 000	418, 900		
133	328, 200	419, 100		
134	328, 400	419, 400		
135	328, 600	419, 700		
136	329, 000	419, 900		
137	329, 200	420, 100		
138	329, 400	420, 400		
139	329, 700	420, 700		
140	330, 000	420, 900		
141	330, 200	421, 100		
142	330, 400	421, 400		
143	330, 700	421, 700		
144	330, 900	421, 900		
145	331, 200	422, 100		
146	331, 400			
147	331, 600			
148	331, 800			
149	332, 200			
150	332, 400			
151	332, 600			
152	332, 900			
153	333, 200			

備考 1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭の業務に従事する職員に適用する。

備考 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で副校長の職務にあるものの俸給月額、この表の額に 7, 700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		

83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			

125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						

168	314,500						
169	314,900						

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

号俸	俸給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第 7（第17条関係）

昇給区分		A	B	C	D	E
令和8年1月～	特定職員	2	1	0	0	0
	55歳以上	2	1	0	0	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	55歳以上	2 以上	1	0	0	0
平成28年1月～	特定職員	8 以上	6	3	2	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	55歳以上	2 以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7 以上	5	2	1	0
	一般職員	7 以上	5	3	1	0
	55歳以上	1 以上	0	0	0	0

備考 1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものを特定職員とする。

備考 2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

備考 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第 7 の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。